

7 浄水場水処理対応

(1) 惣川浄水場

惣川浄水場は宝塚市北部に位置する川下川貯水池を主な水源とし、水処理を行っています。

平成24年度は夏場の水温上昇により、水質基準項目である「クロロホルム」(消毒副生成物)の生成量が増加、一時基準値の70%を超過しました。低減対策として着水井への粉末活性炭注入量を増やす措置をとりました。

(2) 小林浄水場

小林浄水場は宝塚市南部の武庫川右岸に位置し、深井戸、浅井戸、武庫川の3種類の混合水を原水とし、水処理を行っています。

平成24年度は、臭気物質「ジェオスミン」が増加し、市内中心部でカビ臭などの影響が出ました。

低減対策として河川の取水を一時停止しました。

8 その他の試験結果

(1) 公道等における不明水の調査

道路の路面等からの不明水（漏出水等）は、雨水や地下水などの自然由来によるもの、水道管からの漏水によるもの等が考えられます。水道管からの漏水であった場合は、早急な修繕が必要なため、水道水特有のトリハロメタンの試験を行っています。

平成24年度は、26件の不明水について調査を行い、うち20件を自然水、6件を水道水と推定しました。

(2) 局内依頼調査

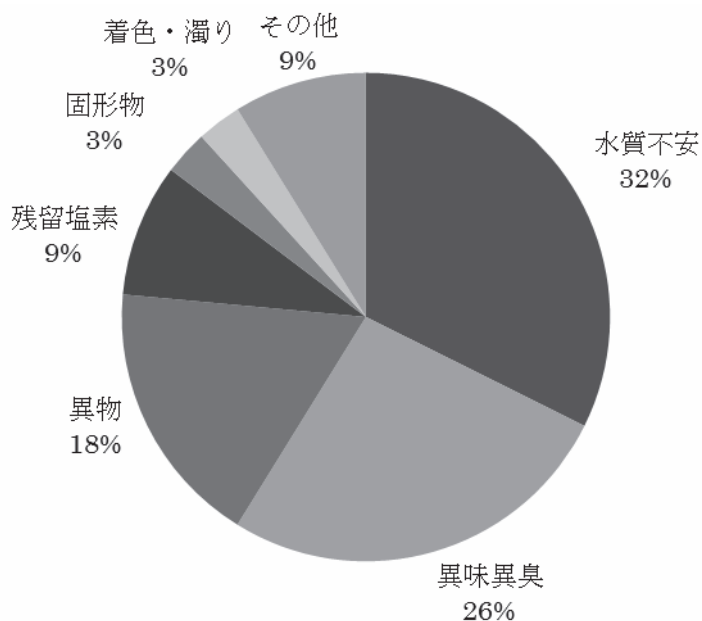
異物の検査を3回、持込試料水の調査を2回行いました。異物については、それぞれ浄水器の破損、ゴムの劣化と認められました。持込試料水の調査については、検査結果を回答しました。

(3) 一般給水栓水の問い合わせ

平成24年度はお客様から34件のお問合せを頂きました。内容でもっとも多いのが「水質不安」次いで「異臭・味」となっています。

これからも安心して水道水をご利用いただけるよう、検査精度の向上や水質検査結果の情報提供などに取り組んでいきます。

内容	件数
水質不安	11
異味異臭	9
異物	6
残留塩素	3
固形物	1
着色・濁り	1
その他	3
計	34



(1) 公道等における不明水の調査

整理番号	受付日	場所	試験(トリハロメタン)	判定
1	H24.4.9	宝梅2	不検出	水道水ではないと推定。
2	H24.4.10	雲雀丘2	不検出	水道水ではないと推定。
3	H24.5.31	花屋敷荘園1	不検出	水道水ではないと推定。
4	H24.6.11	花屋敷つつじヶ丘	不検出	水道水ではないと推定。
5	H24.6.14	長尾台1	不検出	水道水ではないと推定。
6	H24.6.22	雲雀丘2	不検出	水道水ではないと推定。
7	H24.6.22	月見山1	不検出	水道水ではないと推定。
8	H24.6.22	中山桜台1	不検出	水道水ではないと推定。
9	H24.6.26	伊子志2	不検出	水道水ではないと推定。
10	H24.6.26	大成町	検出	自然水ではないと推定。
11	H24.7.9	山本台2	不検出	水道水ではないと推定。
12	H24.7.13	三笠町	不検出	水道水ではないと推定。
13	H24.7.13	境野字大道南	検出	自然水ではないと推定。
14	H24.7.17	中山五月台6	検出	自然水ではないと推定。
15	H24.7.20	平井1	不検出	水道水ではないと推定。
16	H24.7.24	平井1	不検出	水道水ではないと推定。
17	H24.7.25	雲雀丘1	検出	自然水ではないと推定。
18	H24.7.27	長谷字上山	不検出	水道水ではないと推定。
19	H24.7.30	仁川旭ヶ丘	検出	自然水ではないと推定。
20	H24.8.1	野上1	不検出	水道水ではないと推定。
21	H24.8.27	売布東の町	不検出	水道水ではないと推定。
22	H24.8.28	売布東の町	不検出	水道水ではないと推定。
23	H24.9.10	仁川台	不検出	水道水ではないと推定。
24	H24.10.10	仁川台	不検出	水道水ではないと推定。
25	H24.10.25	境野字大道南	検出	自然水ではないと推定。
26	H24.10.30	千種1	不検出	水道水ではないと推定。

(2) 局内依頼調査

整理番号	受付日	場所	内容	調査結果
1	H24.7.2	鶴の荘	黒い異物の調査	浄水器の破損により流出した充填材のトルマリンと推定される。
2	H24.8.6	小林1	黒い異物の調査	混合栓等に使用されているEPDMゴムと推定される。
3	H24.8.7		持込試料水の調査	pH値の検査結果を回答する。
4	H24.9.6	亀井町	持込試料水の調査	濁度の検査結果を回答する。
5	H24.10.2	山手台東2	黒い異物の調査	パッキン等に使用されているEPDMゴムと推定される。

(3) 一般給水栓水の問い合わせ

整理番号	受付日	場所	内容	対応・調査結果
1	H24.4.9	谷口町1	異臭味 (その他)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。再度異状があれば連絡いただくこととした。
2	H24.4.9	平井山荘	水質不安 (手荒れ)	水道水質に問題は無く、健康にも影響は無いと回答。症状から季節的なもの、或いは体調によるものと思われる。
3	H24.5.2	高司3	異臭味 (その他)	元の水質に戻ったとの連絡をいただき、現地調査は見合わせることとなった。
4	H24.5.21	鹿塩1	異臭味 (その他)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。臭いの感じ方には個人差があり、引越後は特に気になることがあると説明する。
5	H24.5.28	湯本町	水質不安 (鉄錆)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。
6	H24.6.6	湯本町	水質不安 (残留塩素の低下)	現地調査の結果、遊離残留塩素0.1mg/L以上を保持しており、水質に異状は見られなかった。
7	H24.6.7	未成町	水質不安 (錆の臭い)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。水道水の消毒効果や色・濁りについて異状がない旨を説明する。
8	H24.7.9	雲雀丘山手2	異臭味 (その他)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。水源は川面にあり、ゴルフ場からの影響はないと説明する。
9	H24.7.11	千種3	水質不安 (泡立ち)	同様の問い合わせは入っていないことを伝え、また気になれば連絡をいただくことで了承を得る。
10	H24.7.18	中山荘園	水質不安 (浄水器タンクの汚れ)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。製品部材の詳細については製造元に確認いただくこととした。
11	H24.7.27	野上1	異臭味 (樹脂臭)	新築後暫くは給水管内の滞留により、水に塩化ビニル樹脂の臭いが付くこともあると回答する。
12	H24.8.2	御殿山3	水質不安 (ヌメリ)	汲み置きした水道水の残留塩素がなくなると、空気中の雑菌やカビが容器の壁面に付着して繁殖すると回答する。
13	H24.8.15	逆瀬川1	異臭味 (カビ臭)	臭気の項目が高いとしても、安全性に問題ないことを説明する。
14	H24.8.21	山手台4	異臭味 (その他)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。水道水の消毒効果や色・濁りについて異状がない旨を説明する。
15	H24.8.30	寿楽荘	水質不安 (お湯が臭い)	水自体に異状を感じないとのこと。加熱により臭気成分が蒸散、感知されやすくなると回答し、経過を観ていただく。
16	H24.8.30	仁川高丸3	水質不安 (炊飯が臭くなる)	水処理自体に変更は無く、水道水に水質的な変化はないことを回答する。
17	H24.8.30	南口2	異物 (手洗いの水から黒い異物)	状況からフレキホースに使用されているゴムが経年劣化により剥離したと考えられ、工務店等に相談いただくこととした。
18	H24.8.31	仁川高丸3	水質不安 (残留塩素の低下)	現地調査の結果、遊離残留塩素0.1mg/L以上を保持しており、水質に異状は見られなかった。
19	H24.9.3	武庫川町	その他問い合わせ (硬度)	日本の水道水は軟水であると回答する。
20	H24.9.4	市外	その他問い合わせ (残留塩素)	しばらく水を出せば高架水槽の残留塩素濃度が上がる旨を回答する。

整理番号	受付日	場所	内容	対応・調査結果
21	H24.9.7	桜ガ丘	異物 (風呂に砂と黒い異物)	宅内の各給水・給水栓を調べた結果、給湯ラインが異物の発生源であると推定される。業者に連絡、処置していただくこととした。
22	H24.9.19	中山桜台3	水質不安 (水にヌメリ・薬品臭)	水道水は消毒が義務づけられており、塩素臭を伴うが健康上問題は無い。置き水は消毒効果が失われ雑菌が繁殖する旨を説明する。
23	H24.9.21	中筋山手6	異物 (台所の水から白い異物)	現地調査の結果、混合栓フレキホースの内面剥離と考えられる。健康上問題は無いため、交換を含め判断をしていただく。
24	H24.10.10	南口2	水質不安 (お湯が臭い)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。状況から洗濯機排水口の臭いと推測、トラップ内部の洗浄を試みていただく。
25	H24.10.22	仁川高丸3	異物 (台所の水から青白い異物)	現地調査の結果、混合栓フレキホースの内面剥離と考えられる。水道事業共同組合の連絡先を伝え、修理等の対応をしていただく。
26	H24.11.2	市内在住者	異物 (台所の水から白い異物)	混合栓フレキホースの内面剥離と考えられる。誤飲しても健康上問題無い旨伝え、不具合の程度を見計らい交換時期を判断していただく。
27	H24.11.8	梅野町5	固形物 (浴室の床に白い異物)	水道水中のカルシウム・マグネシウム等が蒸発により析出・付着したと考えられた。健康上問題は無いと回答する。
28	H24.11.19	御所の前	異物 (台所の水から緑色の異物)	混合栓フレキホースの内面剥離が考えられる。健康上問題は無いため、交換を含め判断をしていただく。
29	H24.12.6	平井5	異臭味 (塩素臭)	水道水は消毒が義務づけられており塩素臭を伴う。今後、異状があれば調査に伺う旨を伝え了承を得る。
30	H24.12.28	光ガ丘2	着色・濁り (濁水)	消防設備の点検等により流動変化があったと考えられること、鉄分が原因であり飲用に関しては問題ないことを回答する。
31	H25.1.17	山本東2	水質不安 (髪の毛がバサバサする)	引越し先の残留塩素濃度の違いによる影響が考えられた。塩素消毒が水道水の安全確保に必要なことを説明し、了承を得る。
32	H25.1.25	中筋6	その他問い合わせ (硬度)	水道水の系統を特定、定期検査結果(公表分)を回答する。上下水道局webページで検査結果を閲覧できる旨を伝える。
33	H25.2.15	福井町	異臭味 (生ぐさ臭)	現地調査の結果、水質に異状は見られなかった。水道水は消毒が義務づけられており、塩素臭を伴うが健康上問題は無いと説明する。
34	H25.3.1	中筋山手1	その他問い合わせ (硬度)	水道水の系統を特定、定期検査結果(公表分)を回答し、軟水であることを伝える。

9 関係機関との連携

(1) 武庫川水質連絡会

武庫川流域の7水道事業体で構成し、その水質監視や保全に努めています。また、水質事故発生時には県等関係機関との相互連絡通報体制によって迅速な対応を図っています。

(2) 猪名川水質協議会

水道水源の水質向上を目的とし、猪名川から取水及び兵庫県企業庁から受水している10水道事業体で構成し、合同水質調査や専門委員会による調査研究や情報の収集整理、研修会などを行っています。

(3) 阪神北地域水質協議会

阪神間北部の4市1町の水道事業体によって、情報交換や研修会を行っています。

(4) 兵庫県水道水質協議会

より安全で良質な水道水を供給するために、県下の水質検査機関27団体が兵庫県水道水質管理計画の実施や水道原水の水質管理などを行っています。また、水質検査の精度の向上を目的として外部精度管理を行っています。

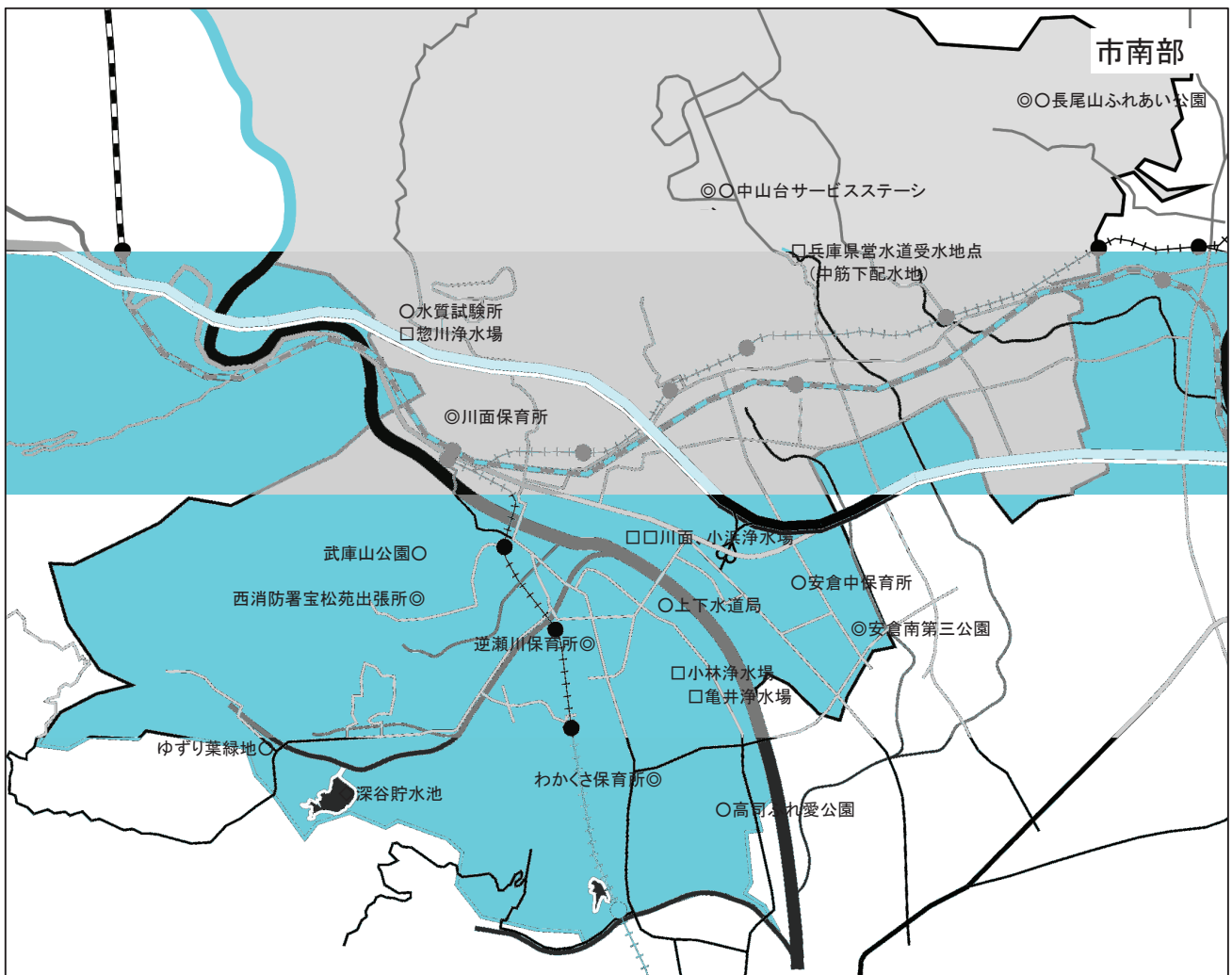
(5) 関西水道水質協議会

関西2府4県の水道水質事業体、個人会員等によって水質技術の交流・向上を目的として技術研究会を行っています。

10 資料

(1) 水質検査地点、水質試験地点

- ◎給水栓(一日一回以上行う検査)
- 給水栓
- 浄水場



(2) 基準項目の解説

基準項目と解説（平成24年4月1日）	
1	一般細菌 （水質基準：1mLの検水で形成される集落数が100以下であること） 水道水の外部よりの汚染等を判定する指標として検査を行っています。
2	大腸菌 （水質基準：検出されないこと） 大腸菌は、人や動物の糞便中に多数存在するため人、動物の糞便水等に汚染されていないかの検査を行っています。尚、飲料水に大腸菌が検出された場合はただちに対応が必要とされます。
3	カドミウム及びその化合物 （水質基準：カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること） 自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。
4	水銀及びその化合物 （水質基準：水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること） 自然水中には、ほとんど検出されることはありませんが、まれに地質由来により、湧水中に含まれることがあります。河川等の汚染としては工場排水等が考えられます。
5	セレン及びその化合物 （水質基準：セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること） 生体必須元素の1つです。自然水中に含まれることはまれであり、工場排水等から河川に混入することが考えられます。
6	鉛及びその化合物 （水質基準：鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること） 河川等へは、工場排水等により汚染されると考えられますが、水道水中に検出される場合は、給水に用いられる鉛管が原因と考えられるため、本市においては鉛管対策としてpH調整を行っています。
7	ヒ素及びその化合物 （水質基準：ヒ素の量に関して0.01mg/L以下であること） 河川等へは鉱山排水、工場排水等により高濃度になることがあります。地下水においても、地質の影響により検出することがあります。
8	六価クロム化合物 （水質基準：六価クロムの量に関して0.05mg/L以下であること） 河川等へはメッキ、染料の原料として使用されているため、工場排水等から混入するおそれがあります。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン （水質基準：シアンの量に関して0.01mg/L以下であること） 自然水中には、ほとんど含まれていませんが、メッキ工場等の排水により河川に含まれることがあります。なお、通常の浄水処理では除去できないため、水道原水に含まれている場合は取水停止等の措置が必要になります。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 （水質基準：10mg/L以下であること） 様々な窒素化合物が細菌等により分解され、亜硝酸態窒素・硝酸態窒素が生成されます。硝酸態窒素は、体内で亜硝酸態窒素へ還元され酸素運搬機能がないメトヘモグロビンを生成するため、水質基準は硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計量となっています。なお、給水栓水での硝酸態窒素は、通常の水処理では変化しないため原水中の濃度とほぼ同じです。
11	フッ素及びその化合物 （水質基準：フッ素の量に関して0.8mg/L以下であること） 地質に由来し、ほとんどの自然水中に含まれます。また、工場排水等の混入により多く含まれることもあります。本市においては、毎月市広報紙において検査結果を公表しています。
12	ホウ素及びその化合物 （水質基準：ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること） 自然水中に含まれることはまれですが、火山地域の地下水、温泉水からの混入があります。また、金属表面処理工場排水等からの混入により河川に含まれることがあります。
13	四塩化炭素 （水質基準：0.002mg/L以下であること） フルオロカーボン類（フロン11、フロン12等の冷媒）の原料として使用されることが多く、その他各種の溶剤、洗浄剤、殺虫剤の原料としても使用されています。なお、地表水に混入した場合は、比較的短時間で大気中に揮散されます。
14	1,4-ジオキサン （水質基準：0.05mg/L以下であること） 溶剤及び洗浄剤として広く使用されています。親水性、難分解性のため、地下水、河川水等から検出されることがあります。

15	<p>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (水質基準：0.04mg/L 以下であること) 溶剤、染料抽出剤、香料の製造に使用されます。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。</p>
16	<p>ジクロロメタン (水質基準：0.02mg/L 以下であること) 塗料の剥離剤、プリント基盤の洗浄剤、エアゾルの噴射剤等に使用されています。人に対する健康影響としては、高濃度吸入暴露の場合、中枢神経系へ影響を及ぼします。</p>
17	<p>テトラクロロエチレン (水質基準：0.01mg/L 以下であること) ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。</p>
18	<p>トリクロロエチレン (水質基準：0.01mg/L 以下であること) 金属機械部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング洗浄剤として使用されています。表流水中に混入した場合は、大気中に揮散すると考えられています。</p>
19	<p>ベンゼン (水質基準：0.01mg/L 以下であること) 染料、合成洗剤、合成繊維、農薬等の多様な製品の合成原料、あるいはそれらの溶剤として広く使用されています。環境中での最大発生源は、ガソリンの燃焼に伴うものです。</p>
20	<p>塩素酸 (水質基準：0.6mg/L 以下であること) 消毒剤として使用している次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。</p>
21	<p>クロロ酢酸 (水質基準：0.02mg/L 以下であること) 塩素消毒の際、生成する消毒副生成物です。</p>
22	<p>クロロホルム (水質基準：0.06mg/L 以下であること) 浄水処理過程で消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の1つです。一般に水道水に生成されるトリハロメタンの中で最も多く生成される成分です。</p>
23	<p>ジクロロ酢酸 (水質基準：0.04mg/L 以下であること) 水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される1成分です。</p>
24	<p>ジブromokロロメタン (水質基準：0.1mg/L 以下であること) 浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つです。</p>
25	<p>臭素酸 (水質基準：0.01mg/L 以下であること) オゾンによる水処理や消毒用の塩素により、水中の臭素イオンが酸化されて生成される成分です。また、自然水中にはほとんど含まれていませんが、生活排水、工場排水の混入によって含まれることがあります。</p>
26	<p>総トリハロメタン (水質基準：0.1mg/L 以下であること) クロロホルム、ブromokジクロロメタン、ジブromokロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和のことをいいます。</p>
27	<p>トリクロロ酢酸 (水質基準：0.2mg/L 以下であること) 水中にフミン質や類似物質が存在しますと、塩素処理等により生成される1成分です。</p>
28	<p>ブromokジクロロメタン (水質基準：0.03mg/L 以下であること) 浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つです。</p>
29	<p>ブromokホルム (水質基準：0.09mg/L 以下であること) 浄水処理過程において、消毒用の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタン成分の1つであり、生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響されます。</p>
30	<p>ホルムアルデヒド (水質基準：0.08mg/L 以下であること) 石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂の原料、医薬品、農薬や消毒剤等に使用されています。飲料水においては、塩素処理、オゾン処理に由来することが多いです。</p>
31	<p>亜鉛及びその化合物 (水質基準：亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること) 生体必須元素の1つ。自然水中の濃度は微量であり、水中への汚染としては工場排水等からの混入があります。水道の障害としては、給水管に使用した亜鉛メッキ鋼管の溶出によるものがあります。</p>

32	<p>アルミニウム及びその化合物 (水質基準：アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること)</p> <p>地球上に広く多量に存在する金属であり、浄水処理において凝集剤としてアルミニウム化合物が広く使用されています。なお、凝集剤として添加されたほとんどは不溶性の水酸化アルミニウムとなり処理過程において除去されます。</p>
33	<p>鉄及びその化合物 (水質基準：鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること)</p> <p>生体必須元素の1つ。自然界では2番目に多い金属です。河川水中の鉄は、地質に起因するもののほか、鉱山廃水、工場排水から混入する場合があります。水道の障害としましては、不快な臭気(金気臭等)、赤水があります。</p>
34	<p>銅及びその化合物 (水質基準：銅の量に関して、1.0mg/L以下であること)</p> <p>生体必須元素の1つ。水道での障害としては、各家庭に設置している給湯器等の銅管より微量の銅が水道水に溶出し、石けんの脂肪酸と反応して青色の「銅石けん」が生成されるため、タイル等に着色することがあります。</p>
35	<p>ナトリウム及びその化合物 (水質基準：ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること)</p> <p>生体必須元素の1つ。自然水中に広く存在する元素です。海水、工場排水、塩素処理等の水処理に由来すると考えられています。</p>
36	<p>マンガン及びその化合物 (水質基準：マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること)</p> <p>生体必須元素の1つ。自然水中のマンガンは、主として地質に起因しています。水道水においては、マンガンは微量でも色度が増加したり、配・給水管内で酸化した状態で蓄積し、「黒い水」の原因にもなります。</p>
37	<p>塩化物イオン (水質基準：200mg/L以下であること)</p> <p>自然水中の塩化物イオンは、主として地質に由来します。塩化物イオンが、高濃度になると味覚を損ないます。</p>
38	<p>カルシウム、マグネシウム等(硬度) (水質基準：300mg/L以下であること)</p> <p>水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの量を、これに対応する炭酸カルシウムの量に換算して表したものです。硬度が高い水を硬水、低い水を軟水と表しています。なお、カルシウム・マグネシウムは生体必須元素です。</p>
39	<p>蒸発残留物 (水質基準：500mg/L以下であること)</p> <p>水を蒸発乾固した時に残る物質の総量をmg/Lで表したものです。主な物質は、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、カリウム、ケイ酸、塩化物等で、ほとんどが地質に由来しています。なお、蒸発残留物が多く含む場合も、少ない場合も味に影響し、味覚を損ないます。</p>
40	<p>陰イオン界面活性剤 (水質基準：0.2mg/L以下であること)</p> <p>合成洗剤の主剤の1つです。工場排水、家庭下水などの混入に由来しており、水中に存在すると発泡の原因となります。</p>
41	<p>ジオスミン (水質基準：0.00001mg/L以下であること)</p> <p>カビ臭の原因物質の1つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のアナベナ等により生産されて、水道水の異臭味障害を起こします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。</p>
42	<p>2-メチルイソボルネオール (水質基準：0.00001mg/L以下であること)</p> <p>カビ臭の原因物質の1つです。湖沼などで繁殖した藍藻類のフォルミディウム等により生産されて墨汁のような臭いがします。本市においては、川下川貯水池の状況等により活性炭処理を追加します。</p>
43	<p>非イオン界面活性剤 (水質基準：0.02mg/L以下であること)</p> <p>水溶液中にて、イオン性を示さない界面活性剤を総称して非イオン界面活性剤と呼びます。主に、洗浄剤や乳化剤として使用されています。</p>
44	<p>フェノール類 (水質基準：フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること)</p> <p>フェノール類とは、フェノール(石炭酸)及び各種のフェノール化合物を総称したものです。主に、消毒剤・防腐剤に使用されており、天然中には存在しません。水道水においては、水道原水にフェノールが混入すると塩素処理においてクロロフェノールが生成され、水道水に不快な臭気をあたえます。</p>

45	<p>有機物(全有機炭素(TOC)の量) (水質基準：3mg/L以下であること)</p> <p>水中の全有機炭素は、種々の有機化合物から構成されており、これらの有機化合物に含まれる炭素量をいいます。水中に含まれる有機物総量の指標として用いることができるため、原水の有機物汚染の状況や浄水処理過程における水の処理性評価に利用することができます。</p>
46	<p>pH値 (水質基準：5.8以上8.6以下であること)</p> <p>pH7は中性で、これより値が大きくなるとアルカリ性、小さくなると酸性です。pH値は汚染等による水質変化の指標となります。また、水処理において薬品注入率の決定・注入の良否・水道器材に対する腐食性の判定に有効です。</p>
47	<p>味 (水質基準：異常でないこと)</p> <p>水の味は、地質・プランクトンの繁殖等に起因します。</p>
48	<p>臭気 (水質基準：異常でないこと)</p> <p>水の臭気は、藻類等の生物繁殖・地質・水の塩素処理等に起因します。</p>
49	<p>色度 (水質基準：5度以下であること)</p> <p>水の色の程度を数値で表したものです。天然水中の色度は、主に樹木などが微生物により分解された有機物であるフミン質に由来し、類黄色ないし黄褐色を呈します。</p>
50	<p>濁度 (水質基準項目：2度以下であること)</p> <p>水の濁りの程度を数値で表したものです。濁りは、水処理効果の判定、水の汚染状況等の判定で重要な項目となっています。</p>

平成24年度版(2012年度版) 水質試験年報

平成26年(2014年)3月発行

編集発行 宝塚市上下水道局施設部 浄水課 (水質検査室)
〒665-0847 兵庫県宝塚市すみれガ丘4丁目2-3
TEL 0797-83-6940 FAX 0797-83-6941